

京都府庁構内エレベーター内広告  
募集要項（仕様書）

●施設の概要

名称	京都府庁
所在地	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
設置目的	府行政に関する事務を行う。
施設の主な用途	事務所 (勤務職員数：1号館700人程度、2号館1,200人程度、3号館400人程度)
開庁時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休庁日	土日祝祭日及び年末年始

●募集広告に関する事項

種 類	ポスター
広告組数	7組（①～⑩のとおり）
広告掲載エレベーター（7組）	①1号館1号機左側・2号館1号機左側 ②1号館1号機右側・2号館1号機右側 ③1号館2号機左側・2号館2号機左側 ④1号館2号機右側・2号館2号機右側 ⑤1号館3号機左側・2号館3号機左側 ⑥1号館3号機右側・2号館3号機右側 ⑦1号館4号機左側・2号館4号機左側 ⑧1号館4号機右側・2号館4号機右側 ⑨3号館1号機右側 ⑩3号館2号機右側 ※①～⑧は、2機（2枚）で1組とします。 ※左側、右側とは、エレベーター入口から見た方向となります。 ※エレベーターの配置については、4ページ目をご覧ください。
（参考）エレベーター稼働回数	1号館1・2号機（1号館南側）：月25,000回程度 1号館3・4号機（1号館北側）：月25,000回程度 2号館1・2号機（2号館東側）：月15,000回程度 2号館3・4号機（2号館中央）：月30,000回程度 3号館1・2号機：月20,000回程度
広告のサイズ	1機について1枚：B2サイズ（728mm×515mm） ※全て縦長とします。 ※エレベーター内の広告掲載イメージは、3ページ目をご覧ください。
広告掲載期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で1箇月以上（1箇月単位での掲載とする）
広告掲載料（年額） （消費税及び地方消費税含む。）	①～⑧については、各組 月額8,360円以上 ⑨、⑩については、各組 月額14,050円以上

広告の設置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告の印刷、設置、維持管理、撤去に係る費用は、広告主の負担です。</li> <li>・ 広告の内容に関する一切の責任は、広告主に帰属します。府が推奨するものではありません。</li> </ul>
--------	--

### ● 申込方法

提出書類	京都府庁構内エレベーター内広告掲載申込書 添付書類（広告の原稿等）
提出方法	郵送、Eメール又は持参
提出期限	掲載希望日の20日前まで

### ● 応募資格

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告掲載希望者は、広告主または広告代理店のどちらの応募も可能です。</li> <li>・ なお、広告代理店が応募の場合、広告代理店に加えて広告掲載希望者が、京都府広告取扱要綱及び同基準並びに京都府庁構内エレベーター内広告要領の基準を満たす必要がありますので、確認の上、別に定める様式を提出してください。</li> </ul>
------	---

### ● 選定方法

選定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告掲載希望者及び広告内容が適当と認められるもの</li> <li>・ 広告掲載エレベーターの組ごとに先着順</li> <li>・ なお、広告掲載期間中、広告内容の変更は可能ですが、掲載希望日の15日前までに広告内容等について事前協議が必要です。</li> </ul>
------	---

### ● 留意事項

広告原稿の表示	広告原稿には、上部に縦3cm×横7cm以上の大きさに「 <b>広告</b> 」の表示、広告主の名称及び連絡先を表示してください。
その他	以上の事項のほか、広告掲載に関することは京都府広告取扱要綱及び同基準並びに京都府庁構内エレベーター内広告要領を参照してください。

### ● 申込み・問合せ先

担当	〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部府有資産活用課 TEL：075-414-5446 E-mail： <a href="mailto:huyushisan@pref.kyoto.lg.jp">huyushisan@pref.kyoto.lg.jp</a>
----	---

# エレベーター入口からの掲載イメージ

## 1号館エレベーター 1～4号機

左側



右側



## 2号館エレベーター 1～4号機

左側



右側



## 3号館エレベーター 1、2号機



# エレベーター配置図

①～⑩：広告掲載場所

